

## 保育施設利用中の届出事項等について

令和6年度の保育施設入所要件等は下記のとおりになります。入所要件が変わったり、現在届出している内容に変更があった場合は、下記「こんな時は届出が必要です」欄を参考にし、必要な届出をしてください。

### ○保育所の利用について

保育所入所については、「仕事をする」「母親が入院した」「出産の前後に、上の子を預けたい」など、保育を必要とする事由に該当することが必要となります。在籍中に入所理由が変わった場合は届出が必要です。また、その理由により入所できる期間、保育必要量、利用者負担額が変わる場合があります。保育を必要とする事由が無くなった場合は退所となります。

#### 《参考》保育を必要とする事由

- 1 [就労] 家庭内・外で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合  
※保育施設保育実施時間帯の休憩・通勤時間等を除いた1ヶ月の実労が64時間以上
- 2 [妊娠・出産] 母親が妊娠または産後間もない状態に該当する場合（産前6週～産後8週の属する月）
- 3 [疾病・障がい等] 疾病にかかり、もしくは負傷し、または心身に障がいがある場合
- 4 [介護・看護] 常時かつ長期にわたり同居の病人や心身障がいの方を看護・介護している場合
- 5 [災害復旧] 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- 6 [求職活動] 求職活動を継続的に行っている場合

**※新規で入所された場合の入所期間は90日間、既に入所しており入所途中で求職中となった場合の入所期間は60日間となります。勤務決定すると入所期間が延長になります。1ヶ月で就労が決まらなかった場合は、必ず求職活動内容の報告をしてください。90日間（新規入所）、もしくは60日間（既に入所中）のうちに就労が決まらなかった場合は、退所となります。**

- 7 [就学・職業訓練] 1ヶ月に64時間以上学校に在学、職業訓練を受けている場合
- 8 [虐待・DV] 児童虐待が行われている、または再び行われるおそれがある場合  
家庭内暴力により保育困難であると認められた場合
- 9 [育児休業] 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童について継続利用が必要である場合
- 10 [その他] 市長が認める前各号に類する状態にある場合

### ○こんな時は届出が必要です

保護者等について、現在届出をしている状況に変更があった場合、必ずお届けください。

各々の書類は申請先にごさいます。また、申請書類はホームページからダウンロードもできます。

申請先は鴻巣市役所保育課・吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループとなります。

| 届出事項                                  | 提出書類             | 提出期限                | 注意事項   |
|---------------------------------------|------------------|---------------------|--|
| 仕事をやめた場合<br>学校を卒業した場合<br>※今後も就労希望ある場合 | ・変更申請書<br>・就労確約書 | 届出事由発生後、早急にご提出ください  | ※就労の意思がない場合や退職・卒業後2ヶ月以内に就労開始できない場合は退所となります。毎月末に求職活動報告書を提出してください。 |
| 保育所を退所する場合                            | ・退所届             | 退所する月の10日までにご提出ください |  |
| 就職した場合<br>転職した場合<br>異動した場合 等          | ・変更申請書<br>・就労証明書 | 届出事由発生後、早急にご提出ください  | ※就労の場合の入所基準は1ヶ月の実労が64時間以上です。（休憩・通勤時間除く）                          |
| 有期雇用で雇用期間が更新となった場合                    | ・変更申請書<br>・就労証明書 | 更新されたら早急にご提出ください    |  |

裏面もご確認ください

| 届出事項                | 提出書類                                | 提出期限  | 注意事項   |
|---------------------|-------------------------------------|---|--|
| 就学した場合              | ・変更申請書<br>・申立書、学生証の写し、<br>時間割の写し    | 届出事由発生後、早急にご提出ください                          | ※就学の場合の入所基準は1ヶ月の就学時間が64時間以上です。   |
| 住所・電話番号等、連絡先が変わった場合 | ・変更申請書                              | 届出事由発生後、早急にご提出ください                          |  |
| 市外へ引越する場合<br>(転出)   | ・保育施設退所届                            | 転出する前にご提出ください                               | 現在入所している保育所・園を継続したい場合は、鴻巣市役所保育課へ事前にご相談ください。                              |
| 保護者が変わる場合           | ・変更申請書                              | 届出事由発生後、早急にご提出ください                          | 離婚・婚姻等や世帯員の増減があった場合には、保育料が変更になることがあります。保育料振替口座を変更する場合は金融機関での手続きが必要になります。 |
| 離婚した場合              | ・変更申請書<br>・ひとり親家庭を証する書類<br>(戸籍謄本等)  |   |  |
| 婚姻・同居等する場合          | ・変更申請書<br>・同居する方の保育を必要とする証明(就労証明書等) |   |  |
| 保護者が出産する場合          | ・変更申請書<br>・保育実施継続願<br>・出産予定日のわかる書類  | 産休を取る前に                                     | 出産を理由に在籍児が継続できる期間は、産前6週・産後8週の属する月までとなります。                                |
| 保護者が育児休業を取得する場合     | ・変更申請書<br>・育児休業証明書<br>・母子手帳の写し      | 育児休業取得前に                                    | 正規・非正規にかかわらず、勤務先の育児休業制度に基づき育休取得する場合は継続可能となります。                           |
| 保護者が育児休業から復帰する場合    | ・変更申請書<br>・就労証明書                    | 復帰後、早急に(保育時間の変更がある場合は、復帰前に、変更申請書を先に)ご提出ください | 休業前と勤務内容の変更がない場合でも提出が必要です。   |
| 育児短時間を取得する場合        | ・変更申請書<br>・就労証明書                    | 育児短時間取得が決まったら                               | 勤務先で認められた育児短時間取得中は継続可能です。  |

※上記の届出事項は一例です。その他にも届出が必要な場合がありますので、わからないことがありましたら保育課までお問い合わせください。

### ○ 認定の変更受付期日について

認定区分・時間変更は、原則毎月25日までの受付で翌月1日より変更となりますので、遅滞なく届出をお願いします。(締切日以降のお届けの場合、翌々月1日より認定や時間区分を変更します。)

締切日までに就労証明書等、添付書類の準備が間に合わないときでも、変更申請書の提出により認定区分・時間変更を行う場合がありますので、保育課へご相談ください。

### ○ その他

届出受付時に本人確認・番号確認をいたしますので、申請する方はマイナンバー、身分証明書のご持参をお願いします。理由なく届出を怠った場合や届出内容に虚偽があった場合は、入所を取り消すことがありますので、ご注意ください。